本使は、更に、この書簡及び前記の了解をギニア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年九月二十日にコナクリで

ギニア共和国駐在
日本国特命全権大使　中野直継

ギニア共和国
経済・財政担当国務大臣　ケルファラ・ヤンサネ閣下

付表

1　千九百八十六年十月十六日
2　千九百八十八年十二月十二日
3　千九百九十年三月十九日

（ギニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をギニア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年九月二十日にコナクリで

ギニア共和国
経済・財政担当国務大臣　ケルファラ・ヤンサネ

ギニア共和国駐在
日本国特命全権大使　中野直継閣下

（商業上の債務についての債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、債務救済措置に関して千九百九十年十月二十四日、千九百九十三年十一月十八日、千九百九十六年一月二十二日及び千九百九十八年十二月二十一日に日本国政府とギニア共和国政府との間で交換された書簡（以下「従前の書簡」という。）、重債務貧困国の適格な商業債務の百パーセント免除に関する日本国、カナダ、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の元首及び政府の長により二千年七月二十一日に沖縄で発出された声明、ギニア共和国が拡大重債務貧困国イニシアティブの下で包括的な債務救済を受けるために必要な条件を満たしたことについて国際通貨基金及び国際開発協会により二千十二年九月二十六日になされた承認並びに二千十二年十月二十五日にパリで開催されたギニア共和国政府の代表者と関係債権諸国政府の代表者との間の協議において到達した結論に基づき日本国政府の代表者とギニア共和国政府の代表者との間で行われた最近の交渉に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1(1)　この了解に定める条件は、一方においてギニア共和国政府、その公の機関又はギニア共和国の居住者である関係債務者と他方において日本国の居住者である関係債権者との間で千九百八十六年一月一日より前に締結された契約に基づきギニア共和国政府が保証していた次の商業上の債務の元本、繰延利子及び遅延利子であって、弁済期間が一年を超え、かつ、日本国政府が保険を引き受けたもの（以下「債務」という。）の総額に適用される。

(i)　従前の書簡に述べられた了解に従って過去に繰り延べられた商業債務に関し、

(ii)　二千十二年九月一日現在で償還されていない全ての元本

(iii)　二千十二年八月三十一日以前に生じた未払の全ての繰延利子及び遅延利子

二千十二年九月一日からこの書簡の交換の日の前日までの間（両期日を含む。）に生じた未払の全ての繰延利子及び遅延利子

(2)　(1)(i)及び(ii)に規定する債務の総額は、日本円によって契約された債務については、六億六千五百八十二万五千五百九十円（六六五、八二五、五九〇円）、合衆国ドルによって契約された債務については、四千六百六万八千八百四十三合衆国ドル六十三セント（四六、〇六八、八四三・六三合衆国ドル）と見積もられる。

(3)　(1)(iii)に規定する繰延利子及び遅延利子に対する利子率は、この書簡の附属書に掲げられる。

(4)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びギニア共和国政府の関係当局間の同意により修正することができる。

2　1(1)(i)、(ii)及び(iii)に規定する債務は、この了解に関する両政府間の合意が効力を生ずる日に免除されることになる。

3　ギニア共和国政府は、債務が免除される事実を考慮し、政府間協議の結果に従って、ギニア共和国の貧困を削減し並びに経済的及び社会的開発を促進するために必要な措置をとる。

4　関係する契約の条件のうちこの了解において特に言及されていないものは、関係する契約の当事者間で別段の合意がある場合を除くほか、引き続き適用されることが確認される。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をギニア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年九月二十日にコナクリで

ギニア共和国駐在
日本国特命全権大使　中野直継

ギニア共和国
経済・財政担当国務大臣　ケルファラ・ヤンサネ閣下

附属書

1	2	3	4	5
通貨	日本国政府とギニア共和国政府との間で交換した書簡の日付	2の交換公文条項	繰延金利の利子率（パーセント）	遅延金利の利子率（パーセント）
日本円	千九百九十年十月二十四日	1(1)(a)、(b)	四・〇	四・五
	千九百九十三年十一月十八日	1(1)	一・七二五二	九・〇
	千九百九十六年一月二十二日	1(1)(a)、(b)、(c)	一・七二五二	九・〇
	千九百九十八年十二月二十一日	1(1)(a)、(b)、(c)、(d)、(e)	四・七六二四	八・九
合衆国ドル	千九百九十年十月二十四日	1(1)(a)、(b)	五・一	五・六
	千九百九十三年十一月十八日	1(1)	二・三二三六	一〇・〇
	千九百九十六年一月二十二日	1(1)(a)、(b)、(c)	一・四二二八	八・五
	千九百九十八年十二月二十一日	1(1)(a)、(b)、(c)、(d)、(e)	六・一五九二	一〇・六